

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年四月一日郵政省令第二十三号）

改正後	改正前
<p>(目的達成業務の届出)</p> <p>第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項及び第四項第一号の規定により会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 業務の内容</p> <p>二 業務の開始の日</p> <p>三 業務の収支の見込み</p> <p>四 業務を営む理由</p>	<p>(目的達成業務の認可)</p> <p>第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項及び第四項第一号の規定により会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 業務の内容</p> <p>二 業務の開始の時期</p> <p>三 業務の収支の見込み</p> <p>四 業務を営む理由</p>

(地域会社が法第二条第三項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の届出)

第二条 地域会社は、法第二条第四項第二号の規定により地域電気通信業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容及び区域
- 二 業務の開始の日
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由

(活用業務の届出)

第二条の二 地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(地域会社が法第二条第三項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の認可)

第二条 地域会社は、法第二条第四項第二号の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容及び区域
- 二 業務の開始の時期
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由

(活用業務の認可)

第二条の二 地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
- 二 業務の開始の日
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由
- 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

(届出書に記載された事項の公表)

第二条の三 総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務の開始時期
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由
- 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置